

議案第五十五号

港区立運動場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年九月十一日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立運動場条例の一部を改正する条例

港区立運動場条例（昭和四十六年港区条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第一項中「（以下「年末年始等」という。）」を削り、同項ただし書を削る。

第二条の四中「（港区立愛宕弓道場にあつては、午前十時から午後十時まで）」を削る。

別表第一港区立愛宕弓道場の項を削る。

別表第二港区立愛宕弓道場の項を削り、同表備考一中「、港区立愛宕弓道場（貸切りの場合に
限る。）」を削る。

付 則

この条例は、平成三十一年二月一日から施行する。

（説明）